

政府が作成している小型無人機に係るガイドラインの
普及状況等に関するアンケート調査結果について

平成 28 年 4 月 6 日
内 閣 官 房

1. 調査結果について

- ・両ガイドラインともに、周知については概ね徹底されていた。
- ・両ガイドラインに対して、それぞれ下記のような意見・質問があった。

《総務省作成のガイドラインについて》

- ・趣味等で小型無人機を飛ばしている人の認知度が低いように思われる。これらの者に対して啓蒙活動が必要ではないか。

《国土交通省作成のガイドラインについて》

(現行のガイドラインに関するもの)

- ・ガイドラインのうち、「3. 注意事項 (1) 飛行させる場所」の位置づけが不明確
- ・無人航空機による事故等の情報に関して、データベース化が必要

(今後の制度設計に関するもの)

- ・有人航空機と無人航空機、無人航空機と無人航空機が干渉した場合の安全飛行のルール of 早期策定
- ・第三者の上空の飛行については、使用目的に応じた検討と時間軸を分けた検討が必要

- ・関係団体等が積極的に取り組んでおり、政府のガイドラインに加え、自主的取組としてルール等を定めている又は定める予定の団体等がそれぞれ 10 団体等、12 団体等存在。
- ・ドローン等の小型無人機を飛行させている際のプライバシーに関するトラブル及び第三者の土地の上空利用に関するトラブルについては、現時点で、官民協議会に所属する団体等においては現時点でトラブルは生じていない。

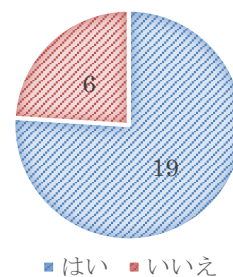
2. 調査結果 (詳細) について

回答数：25 団体等

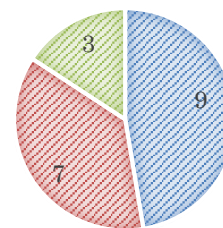
Q1：「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上で
の取扱いに係るガイドライン」の存在を知っていますか。

はい：19、いいえ：6

※「いいえ」と答えた団体は、ドローンを活用して映像撮影を行うことを想定しない団体等。



Q 2 : 参加会員に対して、これまで「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」の周知・徹底を行ったことがありますか。(周知・徹底を行っている場合は、周知・徹底の具体的方法を下記枠内に記載して下さい。)



■はい ■いいえ ■参加会員なし

【具体的記載内容】

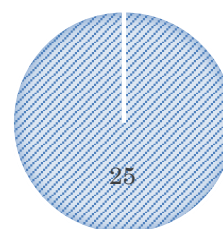
- ・自らが主催する説明会等で周知を行った。
- ・社内の勉強会等で共有を図った。
- ・シンポジウムを開催し、関係省庁に講演を行っていただき、周知を図った。

Q 3 : 「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」について不明な点、改善すべき点等があればご記載下さい。

【具体的記載内容】

- ・趣味等で小型無人機を飛ばしている人の認知度が低いように思われる。これらの者に対して啓蒙活動が必要ではないか。
- ・プライバシーや肖像権の侵害は、ドローンによる撮影以外でも起こり得るものである。ドローンについてのみ、ガイドラインを策定している意義は乏しいのではないか。
- ・疑問が生じた場合の問い合わせ先を明記すべき。
- ・飛行時における撮影そのものについても、今後整理されていくのか方向性を明示することが必要であると考えます。

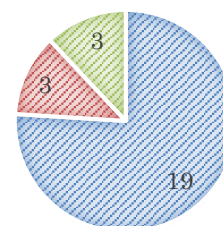
Q 4 : 「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全飛行のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の存在を知っていますか。



■はい ■いいえ

はい：25、いいえ：0

Q 5 : 参加会員に対して、これまで「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全飛行のためのガイドライン」の周知・徹底を行ったことがありますか。(周知・徹底を行っている場合は、周知・徹底の具体的方法を下記枠内に記載して下さい。)



■はい ■いいえ ■参加会員なし

【具体的記載内容】

- ・国土交通省作成のガイドラインやポスター・リーフレット等を活用して関係者に周知を行った。

- ・自らが主催する説明会等で周知を行った。
- ・社内の勉強会等で共有を図った。
- ・各種イベントの開催に併せて周知を行った。

Q6：「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全飛行のためのガイドライン」について
不明な点、改善すべき点等があればご記載下さい。

【具体的記載内容】

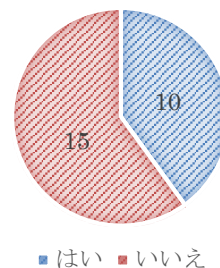
（現行のガイドラインに関するもの）

- ・ネット申請等による許可・承認申請の簡素化を望む。
- ・ガイドラインのうち、「3. 注意事項（1）飛行させる場所」の位置づけが不明確。（①遵守しない場合罰則の適用はないのか、②遵守せず事故が起こった場合、通常の損害責任以外にドローン運用者が責任を負うことになるのか、③どうしても遵守できない場合、どのような手続きをとるのか。）
- ・国土交通大臣の承認を受けても、決して他の航空機等に対して優先権があるわけではないことを明確にすべき。
- ・許可及び承認申請の簡素化をすべき（ネット申請などによる申請期間の短縮等）。
- ・夜間飛行に関して、操縦者は過去に経験があることとなっているが、そもそも夜間飛行に関しては承認が必要である。今は改正航空法が施行されて間もないので、それ以前の操縦者が経験済みであるが、これから操縦者となる人はどのようにすればよいのか。
- ・航空法上の取り扱い、その他、関係法規（航空危険罪など）についても正しくガイドラインで周知頂きたい。
- ・「3. 注意事項（1）飛行させる場所」について、現行のガイドラインに記載されている高速道路等に、「発電所・変電所・送電線等」を加えていただきたい。
- ・疑問点が生じた場合の問い合わせ先を明記すべき。

（今後の制度設計に関するもの）

- ・有人機と無人機、無人機と無人機が干渉した場合の安全飛行のルールを早期に決めてもらいたい。
- ・第三者の上空の飛行については、使用目的に応じた検討と時間軸（現時点、小型無人機の制度設計が決まって広く周知された段階、中間段階など）を分けた検討をお願いしたい。
- ・安全面の措置をとっても飛行リスクは消えないため、提供された無人航空機による事故等の情報に関して、データベース化を図り閲覧できないか。
- ・（1）飛行の禁止区域および（2）飛行の方法の遵守義務（罰則規定）についての確実な周知が必要ではないでしょうか、操縦士を登録制として付保および法規の遵守を義務付けるべき。
- ・飛行の方法に第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件については明記されていますが、航空機の回避義務をより明確に規定すべき。

Q7：貴団体又は参加会員が策定している自主ルール等において、「ドローン」による撮影等に関し、第三者のプライバシー保護の観点からの取組を定めていますか。策定している場合、差し支えない範囲でその内容を記載して下さい。



はい：10（今後の策定予定を含む。）、いいえ：15

【具体的記載内容】

- ・ 人家の近くや人から離れたところで行うことを指導
- ・ 「予め個人を特定する情報や個人のプライバシーを侵害する情報が写らないような措置をとることを原則とし、やむを得ず個人を特定する情報や個人のプライバシーを侵害する情報が写された場合には、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱う」等をガイドラインに記載

Q8：貴団体又は参加会員が策定している自主ルール等において、「ドローン」による飛行に関し、第三者の土地の上空利用の観点からの取組を定めていますか。策定している場合、差し支えない範囲でその内容を記載して下さい。

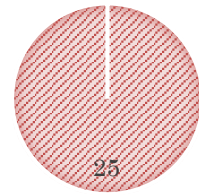
はい：12（今後策定予定を含む。）、いいえ：13

【具体的記載事項】

- ・ 原則として離着陸場所および撮影対象の撮影許可を得てから飛行させるよう、規定に定めている。
- ・ 第三者の土地の上空を飛行する場合、固定翼機と回転翼機の飛行特性の違いも考慮し、またそこに留まってミッションを行う場合と一時的に通過するだけの場合で区別し、必要な対地高度あるいは遠隔距離を定め、さらに無人機側が備えるべき安全対策やプライバシー保護なども考慮して飛行のルールを規定すべきと考えます。
- ・ 他人の土地の上空を飛行させる場合は、土地の所有者、管理者の許可を得るよう指導している。
- ・ 第三者の財産の上空を飛行することを極力避けなければいけない。やむを得ず第三者の財産の上空を飛行させる場合は、所有者の許可を受けなければならない。
- ・ 第三者の土地の上空利用するにあたり、必要に応じて、対象者への情報の事前周知と確認に努めるようお願いしている。

Q 9 : ドローン等の小型無人機を飛行させている際に、プライバシーに関してトラブルになったことがありましたか。または、参加会員の方からそのようなトラブルにあったということを聞いたことがありますか。(ある場合は、トラブルの具体的内容を記載して下さい。)

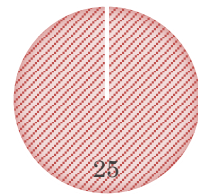
はい : 0、いいえ : 25



■はい ■いいえ

Q 10 : ドローン等の小型無人機を飛行させている際に、第三者の土地の上空利用に関してトラブルになったことがありましたか。または、参加会員等の方からそのようなトラブルにあったということを聞いたことがありますか。(ある場合は、トラブルの具体的内容を記載して下さい。)

はい : 0、いいえ : 25



■はい ■いいえ